

令和 5 年度
六甲台後援会大学院学生海外派遣支援 募集要項

令和 5 年 4 月
神戸大学大学院経営学研究科

1. 趣旨

神戸大学大学院経営学研究科博士課程（前期、後期）に在籍する学業成績優秀な学生に対し、海外での研究発表の機会を与え、学生本人の専門分野の更なる研究促進と国際的活躍に資することを目的として、六甲台後援会からの支援による海外派遣学生を下記により募集する。

2. 募集人数

若干名

3. 応募資格

博士課程前期課程および後期課程に在籍する優秀な学生で、令和 5 年 4 月 1 日以降に休学していない者。

4. 支援プラン

次の支援プラン事例等について、総計 50 万円を限度として、受給者数に応じて調整し支援を行う。

比較的短期のもの

1 週間から 3 週間程度、海外における、学会発表または資料調査を行う者に対して、旅費の一部を支給する。

5. 選考方法

前期課程：一般院生（SESAMI 以外）は、総合学力試験 1 群 1 科目と 2 群 1 科目の合格を条件として、成績および指導教員の推薦を基準に選定する。

SESAMI プログラムの学生は、SESAMI 総合学力試験の合格を条件として、成績および指導教員の推薦を基準に選定する。

後期課程：一般院生（SESAMI 以外）は、原則として、総合学力試験全群合格を条件として、研究活動計画、成績および指導教員の推薦を基準に選定する。

SESAMI プログラムの学生は、SESAMI 総合学力試験の合格を条件として、研究活動計画、成績および指導教員の推薦を基準に選定する。

6. 海外研究活動実施期間

研究活動実施期間は、令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに出国するものとする。

7. 提出書類（メール添付により提出する場合は PDF 形式で提出すること）

(1) 申請書（添付ファイル参照）

①六甲台後援会大学院学生海外派遣支援申請書（様式 1）

②六甲台後援会大学院学生海外派遣支援申請調書（様式 2）

③公益財団法人神戸大学六甲台後援会 令和 5 年度大学院学生海外派遣支援申請書（様式 N-5）

(2) 海外研究活動計画書（和文：様式 3）

A4 判用紙（横書き）を使用し、次の各項目について書くこと。

① 上記支援プランに基づく研究活動計画（留学の場合は、派遣先大学院の選定理由及び派遣先大学院での履修及び研究計画、所属部局、並びに身分等。海外学会発表の場合は、学会名、開催日程・場所、発表内容等に関する情報。発表を

伴わない単なる海外学会参加は助成の対象とはしません。）

②これまでの研究業績、発表論文

※査読の有無を記載のこと。査読ありの場合、証明のできるものを添付。

※前期課程の学生について提出は必須ではない。

③資料調査等の場合は、受入れ先機関の受入可能を示す書類。

(受入先の教員からのメール等のコピーでも可)

(3) 成績証明書 (大学院)

(4) 航空運賃の見積もり

・インターネット等で調査したもの

・旅行会社のものである必要は無いが、あればコピーで可。

(5) (学会発表の場合) 学会の開催場所 (国・大学等の開催場所)、

開催期間及び学会に関する情報 (規約、ボードメンバー、発行雑誌等)

(ウェブサイト画面コピー等で可)

(6) (学会発表の場合) 学会参加費用が掛かる場合の書類

(ウェブサイト画面コピー等で可)

(7) (学会発表の場合) 報告決定を示す書類

・審査結果 (および発表演題) がわかるもの (メール可)。

(8) (学会発表が審査中、あるいは、これから報告申し込み予定の場合)

・発表予定の論文草稿、審査結果が判明する時期についての情報等。

・発表予定だけではなく資料調査を含めて研究計画書の中に記載すること。

学会発表(未決定)のみの申請不可。

※応募書類は返却しません。

8. 申請期間及び申請書等提出先

(1)申請期間：令和5年4月13日(木)～5月26日(金)午後5時

(2)提出先：経営学研究科 教務グループ

9. 選考手続

(1)受給者の決定：応募書類にもとづいてFD委員会が審査を行い、経営学研究科長が受給者を決定する。

(2)結果の通知：令和5年6月中旬頃(予定)。本人に対して通知する。

10. その他

(1)本事業により海外派遣が決定した学生は、海外旅行傷害保険に加入しなければならない。費用は、本人負担とする。

(2)受給者は、やむを得ない事情等により研究計画の実施が困難となった場合には、速やかにその旨を研究科長に申し出なければならない。

(3)支援金は、海外研究活動計画(学会発表、資料調査)以外の目的で使用してはならない。

(4)受給者は、海外派遣期間の満了後、1ヶ月以内に会計報告書および研究成果報告書を研究科長に提出しなければならない。

(5)研究計画、会計報告書または研究成果報告書に虚偽の記載があったときは、研究科長は支給の決定を取り消し、支援金の返還を求めることができる。

(6)受給者で凌霜会に未入会の者は、決定後速やかに凌霜会へ入会しなければならない。

(7)受給者は海外渡航が確実にになった段階で支給手続きを行うため教務グループに申し出ること。